

## 第6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

### 1 提出しなければならない者

平成16年中に不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数20トン以上のものに限り）、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料（以下、これらの手数を「不動産売買等のあっせん手数料」といいます。）を支払った法人（国、都道府県等の公法人を含みます。）と不動産業者である個人です。

ただし、不動産業者である個人のうち、建物の賃貸借の代理や仲介を主な事業目的とする者は提出義務がありません。

#### 【不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出範囲】

同一人に対する平成16年中の支払金額の合計が15万円を超えるもの

### 2 各欄の記載要領

記入欄名	記載すべき事項
(1) 支払を受ける者	支払調書を作成する日の現況における不動産等の売買又は貸付けのあっせんをした者の住所（居所）、本店又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称を確認して記載してください。
(2) 区分	譲渡、譲受け、貸付け、借受けのように記載してください。
(3) 支払金額	平成16年中に支払の確定した金額（未払の金額を含みます。）を「区分」欄の支払内容ごとに記載してください。
(4) あっせんに係る不動産等	イ「物件の種類」欄：土地、借地権、地役権、建物等 ロ「数量」欄：土地の面積、建物の戸数、延べ面積等 ハ「取引金額」欄：売買や貸付けの対価の額（賃貸借の場合には単位当たりの賃貸借料）
(5) 支払者	不動産売買等のあっせん手数料を支払った者の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称及び電話番号を記載してください。

### 3 その他の注意事項

- 「不動産の使用料等の支払調書」や「不動産の譲受けの対価の支払調書」の「(摘要)」欄の「あっせんをした者」欄に、あっせんをした者の「住所（所在地）」、「氏名（名称）」やあっせん手数料の「支払確定年月日」、「支払金額」を記載して提出する場合には、この支払調書の作成、提出を省略することができます。
- 支店等が支払った不動産売買等のあっせん手数料について、本店が取りまとめて本店の所在地の所轄税務署に支払調書を提出しても差し支えありません。この場合には、「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表」に、その旨を表示した上、その合計表を本店と支店等からそれぞれの所在地を所轄する税務署へ提出してください。
- 消費税等の取扱いについては、1ページ「法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記載方法」を参照してください。

### 4 記載例

#### 平成16年分 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	熊本県熊本市二の丸1番2号				
	氏名又は名称	国税七郎				
区分		支払確定年月日	支払金額			
譲渡		年 月 日 16・6・2		千 円		
				750	000	
あっせんに係る不動産等	物件の種類	物件の所在地	数量	取引金額		
	土地	〇〇市△△町1-1	165㎡	25	000 000 千 円	
(摘要)						
支払者	住所(居所)又は所在地	熊本市東町3-2-53				
	氏名又は名称	株式会社 〇〇物産 (電話) 096- xxxx-xxxx				

(注)

「不動産の使用料等の支払調書」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書」の「あっせんをした者」欄に記載した場合には、提出する必要はありません。